

観参第1122号
令和2年3月5日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
(イラン全土)

イランでは、イランでは、2月19日、2名の新型コロナウイルスによる感染症例が確認されて以降、コム州、テヘラン州及びギーラーン州を中心に、感染症例及び死亡例が急速に増加しており、2月28日現在、245名（うち死亡26名（国別で中国に次いで2番目に多い死者数））が確認されています。特に、コム州、テヘラン州及びギーラーン州での感染者は、一層増加している状況が継続しています。

外務省は、このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、コム州、テヘラン州及びギーラーン州の感染症危険レベルを3（渡航は止めてください）に引き上げ、イラン全土（コム州、テヘラン州及びギーラーン州を除く）に対しては、感染症危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を継続しております。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、当該レベル3の地域への渡航を含むツアーを企画・催行している旅行業者に対しては、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

なお、イラン一部の地域に対しては、危険レベル3あるいは4（渡航は止めてください。）が発出（継続）されていますので、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している旅行業者に対しても、引き続き、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

なお、別添のように旅行業協会には周知しております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（イラン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_046.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf